

議 事 録

1 日時

令和7年3月27日(木)

午後6時30分～午後7時3分

2 会場

和歌山市役所 11階 教育委員室

3 出席者

【教育長及び委員】

教育長 阿形 博司

委員 藤本 禎男

委員 森崎 陽子

委員 波床 昌則

委員 石元 和代

【事務局職員】

教育局長 奥山 由佳

学校教育部長 前北 博文

教育施設課長 北野 剛也

青少年課長 鷺山 宏和

学校支援課長 岩本 信哉

教育研究所長 竹内 圭

教育政策課総務政策班長 森 一樹

教育政策課企画員 古谷 高義

教育学習部長 河嶋 健

教育政策課長 深瀬 琢

生涯学習課長 田村 匡崇

読書活動推進課長 權藤 裕子

学校教育課長 西谷 宣昭

保健給食管理課長 宗 浩二

教育政策課職員班長 清水 宏司

4 開会宣示

阿形教育長が開会を宣示。

5 議事録

2月27日臨時教育委員会、3月6日定例教育委員会の議事録を承認。

6 署名委員指名

署名委員に藤本委員を指名。

7 報告及び議案

阿形教育長

本日は、報告が1件、議案が4議案となっています。議案第61号については会議規則第5条第1号に当たるもので、秘密会が適当だと思いますが、いかがでしょうか。

委員一同

異議なし。

阿形教育長

異議なしと認め、議案第61号について秘密会とします。

報告第22号 2月定例市議会について

阿形教育長

それでは初めに、報告第22号「2月定例市議会について」の説明をお願いします。

河嶋教育学習部長

それでは報告第22号、2月定例市議会についての概要を報告させていただきます。

和歌山市議会2月定例会は、令和7年2月19日（水）から同年3月17日（月）まで、会期27日間で開催されました。2月28日に代表質問、3月3日から同月5日までの間に一般質問が行われ、代表質問で6名、一般質問で8名の議員が質問されました。代表質問では、4名の議員から教育委員会に対し、「今後予定されるコミュニティセンターについて」、「子供たちの居場所づくりについて」、「通学路の安全対策について」、「自衛官募集について」、「2025大阪・関西万博」に関する質問がありました。一般質問では、5名の議員から教育委員会に対し、「児童生徒の自殺対策について」、「防災対策について」、「教育政策について」、「発達障害児支援における行政の取組について」、「中学校給食センターについて」、「学校施設の整備について」の質問がありました。また1名の議員から「西コミュニティセンターの整備」について質疑がありました。

質問の要旨並びに市長、教育長及び教育局長の答弁については、前もって資料として送付させていただいておりますので、ここでの説明は省略させていただきます。

また、経済文教委員会の教育委員会の審査は、2月20日（木）と3月11日（火）に行われました。

2月20日の審査では、令和6年度和歌山市一般会計補正予算（第10号）、同補正予算（第11号）、同補正予算（第12号）、同補正予算（第13号）と同補正予算（第14号）について御審議いただきました。一般会計補正予算（第10号）での補正の主なものは、経済的理由により就学困難な児童生徒に対し、学用品等を支給する事業において、交付対象者数が当初の見込みから減少するための減額補正、コミュニティセンターに係る空調改修、照明LED化の事業費決定による減額補正などです。地方債の補正は、小学校、中学校及び幼稚園の施設整備事業、コミュニティセンター整備事業、体育施設整備事業の増額補正に係る市債の増額です。一般会計補正予算（第11号）は、国補正に伴うもので、増額補正の主なものは、小学校2校、中学校2校及び幼稚園3園における校舎等の予防改修工事、小学校6校、中学校3校におけるトイレ改修工事、小学校3校、中学校5校における空調設備設置工事、小学校7校、中学校1校におけるLED設置工事、小学校5校の外壁改修工事、松江小学校における給食室

空調の改修工事、中学校給食センターの建設に要する増額です。地方債の補正は、小学校、中学校及び幼稚園の施設整備事業、共同調理場建設事業の増額補正に係る市債の増額です。一般会計補正予算（第１２号）は、繰越明許費で、繰越しする事業の内容は、小学校、中学校及び幼稚園における校舎等の予防改修工事、小学校、中学校におけるトイレ改修工事、小学校、中学校における空調設備設置工事、小学校、中学校におけるＬＥＤ設置工事、小学校の外壁改修工事、松江小学校における給食室空調の改修工事、中学校給食センターの建設に係る整備工事請負費などを繰り越すものです。一般会計補正予算（第１３号）は、国補正に伴うもので、増額補正の主なものは、小学校５校、中学校３校における空調設備設置工事に要する増額です。地方債の補正は、小学校と中学校の施設整備事業の増額補正に係る市債の増額です。一般会計補正予算（第１４号）は、繰越明許費で、繰越しする事業の内容は、小学校５校、中学校３校における空調設備設置工事に係る整備工事請負費などを繰り越すものです。

次に、３月１１日の審査では、令和７年度和歌山市一般会計予算について御審議いただきました。教育委員会関連の令和７年度当初予算における主な新規・拡充事業は、市立学校の適正規模化の方針の見直しに向けて、外部の意見を取り入れる意見聴取会を開催する学校適正規模適正配置調査事業、児童生徒が未来社会を主体的に考え、国際理解を深めるとともに文化芸術に親しむきっかけづくりを行うため、市立小、中、義務教育学校の児童生徒の大阪、関西万博への参加を支援する大阪・関西万博教育旅行参加支援事業、市立中学校・義務教育学校（後期課程）におけるキャリア教育により、郷土を愛する生徒を育むため、地元企業に補助金を交付し、職業体験の機会を提供してもらう職業体験事業、姉妹都市との友好関係を深めるとともに市立中学校、義務教育学校（後期課程）・高等学校の生徒の国際理解を促進するため、カナダ・リッチモンド市の中学生との相互交流を行う中学生、高校生による姉妹都市国際交流事業、児童生徒の読書活動を推進し、学校図書館を活用した学習活動の充実を図るため、学校司書を増員し、教育環境の充実を目指す学校図書館充実事業、保護者や教員の負担軽減を図るため、保護者からの欠席連絡や教育委員会からの一斉連絡が実装されたアプリを導入する保護者連絡ツール活用事業、オーガニック給食の推進のため、対象を全小学校に拡大して実施するオーガニック給食推進事業、市立小、中、義務教育学校プール施設において、大規模修繕を必要とする学校やプール施設のない学校について、外部プールの活用により、水泳授業を実施することのできる環境を整える民間・公設プールを活用した学校水泳事業、生徒等の熱中症対策及び災害に対する防災機能強化を図るため、屋内運動場の空調整備、照明のＬＥＤ化を行う高等学校施設整備事業、市立幼稚園の魅力向上のためこれまで行われていなかった木曜日の給食の提供を実施する幼稚園木曜日給食実施事業、和歌山市鳴神に、児童館、文化会館及び地区集会所の機能を集約したコミュニティセンターの建設に向けた基本設計を行うコミュニティセンター整備事業です。債務負担行為については、令和８年度から令和１２年度までの期間で、標準化システムに対応した特別支援教育就学奨励費システムの運用に必要な経費を設定するものです。地方債については、小学校１校のブロック塀改修工事や、小学校３校の給食用リフト付替工事、中学校２校の給食搬入路改修工事、市高体育館の空調整備工事及びＬＥＤ照明設備設置工事、地区集会所のブロック塀の改修工事、こども科学館の空調機取替工事、中央コミュニテ

ィセンターと南コミュニティセンターの空調設備の改修に要する設計業務委託、紀之川中学校の夜間照明設備改修工事に伴うものです。和歌山市立学校等の児童、生徒等の災害共済給付に係る共済掛金徴収条例の一部改正は、令和7年4月1日から和歌山市立和歌山あけぼの中学校が開校することに伴い、成年に達している生徒も中学校に在籍することから、対象とする所要の改正です。また、この日の経済文教委員会で5件の報告を行いました。3件の「附属機関の会議の開催について」、「和歌山市行政機構図について」、「和歌山市立幼稚園の今後について」、「加太・雑賀崎地区における一貫教育の取組について」、「和歌山市学校部活動の地域展開等の在り方に関する方針について」の報告です。審議の結果、全ての議案は可決されました。以上が、市議会2月定例会の概要となります。

阿形教育長

ありがとうございました。この報告について、何か御質問等はございませんか。

波床委員

先日、リッチモンド市の生徒さんたちがお見えになって、剣道などを通じて交流を図っている姿をテレビの報道で拝見したんですけれども、さらに何か継続的に、今回の交流をきっかけに考えているようなことはあるのでしょうか。

阿形教育長

私も参加させてもらっていました。リッチモンドから剣道の交流で来られた皆さんは、学生もいれば大人の方もいらっしゃって、長くリッチモンドで剣道をされている方々を中心に来られた交流でした。来られた方の中に和歌山市へ訪問した方というのはおられなくて初めて来られた方ばかりでした。その話の中で、和歌山市からの学生の交流もしばらくコロナで止まっていたけれども、また今年から行かせていただくというような話も出まして、ぜひそれは続けていって欲しいとおっしゃっていました。今回の来られた方はホームステイなどもされていたんですけれども、リッチモンドに行ってホームステイを受け入れてもらった子供の保護者が今度リッチモンドからこっちに来られたときにはまたホームステイで受け入れるなど、昔からそういったことが多く行われているので、ぜひそれは続けていきたいという話が出ました。剣道の交流を受けてどうということは特には出なかったんですけれども、和歌山市としましては、学生の交流が再開しますので、それを契機にして、子供たちが行ってきたことをまとめてそれを行かなかった子供たちに発表する場を設けたり、電子的にそれを広げていけるような場を設定したいと考えております。

波床委員

ありがとうございます。

阿形教育長

他にないでしょうか。

議案第58号 和歌山市教育委員会教育長に対する事務委任規則及び和歌山市教育委員会事務決裁規則の一部改正について

阿形教育長

それでは、これより議事に入ります。

それでは初めに、議案第 58 号「和歌山市教育委員会教育長に対する事務委任規則及び和歌山市教育委員会事務決裁規則の一部改正について」の説明をお願いします。

深瀬教育政策課長

議案第 58 号「和歌山市教育委員会教育長に対する事務委任規則及び和歌山市教育委員会事務決裁規則の一部改正について」御説明します。

資料の 1 ページを御覧ください。改正の趣旨ですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 25 条第 1 項及び和歌山市教育委員会教育長に対する事務委任規則第 2 条の規定に基づき、和歌山市教育委員会が和歌山市教育委員会教育長に委任する事務について明確化し、市民にとってより分かりやすくするための改正及び情報公開等の事務について教育長が専決できるようにするための改正です。改正の具体的な内容について、資料の 3 ページからの新旧対照表で御説明いたします。資料の 3 ページは、和歌山市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部改正の新旧対照表です。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第 25 条第 1 項では、「教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。」と定めており、また逆に同条第 2 項では第 2 項各号に列挙する事務については、教育長に委任することができないと定められています。和歌山市教育委員会教育長に対する事務委任規則では、法第 25 条第 2 項に加えて第 2 条各号で教育長に委任しない事務を列挙しています。今回の改正で委任しない事務に、2 つの事務を加えます。1 つ目は第 10 号として和歌山市情報公開条例に規定する開示請求に対する処分の決定並びに当該決定及び開示請求に係る不作為に対する審査請求に関することで、2 つ目は第 11 号として個人情報の保護に関する法律及び和歌山市個人情報の保護に関する法律施行条例に規定する開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定並びに当該決定及び開示、訂正及び利用停止の請求に係る不作為に対する審査請求に関することです。どちらの事務も条例において、市長や選挙管理委員会、人事委員会、農業委員会などとともに教育委員会が実施機関として規定されているものです。資料の 4 ページを御覧ください。新たに加えた 2 つの事務は、短期間での対応が必要なものであることから、第 6 条に教育長が専決できる旨を加えております。資料の 5 ページを御覧ください。和歌山市教育委員会事務決裁規則の一部改正の新旧対照表です。現行の第 1 条では、教育長の権限に属する事務の処理について規定されていますが、先ほどの和歌山市教育委員会教育長に対する事務委任規則において教育長が専決できる旨の事務を規定したことから、これらの事務についても含む規定を加える改正となります。説明は以上です。よろしくお願いいたします。

阿形教育長

ありがとうございました。何か御質問等はございませんか。

教育委員会が教育長に委任する事務についてより明確化して、そしてわかりやすくするということと、あと情報公開等の関連のことについて、より迅速に専決できるようにということになっております。特にないでしょうか。

それでは、ただいまの議案第 58 号について採決を行います。原案どおり承認してよろしいでしょうか。

委員一同

はい。

阿形教育長

それでは、原案どおり承認します。

議案第 59 号 和歌山市立学校管理規則等の一部改正について

阿形教育長

続きまして、議案第 59 号「和歌山市立学校管理規則等の一部改正について」の説明をお願いします。

深瀬教育政策課長

議案第 59 号「和歌山市立学校管理規則等の一部改正について」御説明いたします。

資料の 1 ページを御覧ください。改正の趣旨ですが、行政職給料表、消防職給料表及び福祉保健職給料表について、それぞれの給料表の等級に対応する基準となる職務の改正を行うため、和歌山市職員給与条例の一部を改正する条例が施行されることに伴い、関係規則の改正を行うものです。このことの具体的には、令和 7 年 4 月 1 日から本市が全庁的に職位と職名の一部を見直すことによるもので、主なものは副主査級がなくなり、主任級に統合されますが、それによる給料表の等級への格付けは変わりませんので、職名が変わるのみで給料等は変わらないことになります。職位、職名をよりわかりやすくするための改正となります。この改正について教育委員会においても対応するため、関係する 4 つの規則に規定された職の改正を行うものです。改正の概要についてですが、（１）和歌山市立学校管理規則の第 14 条の 7、学校に配置できる職員の職の規定から事務副主査及び技術副主査を削除します。そして（２）和歌山市立高等学校規則の第 22 条、学校に配置できる職員の職の規定から事務副主査及び技術副主査を削除します。また（３）和歌山市教育委員会事務局組織規則別表 4（第 17 条関係）、学校に配置できる職員の職の規定から事務副主査及び技術副主査を削除します。（４）和歌山市教育機関組織規則別表 4（第 9 条関係）、学校に配置できる職員の職の規定から事務副主査及び技術副主査を削除します。資料の 2 ページが改正文、資料の 3、4 ページが新旧対照表となっております。施行期日は、全て令和 7 年 4 月 1 日となっております。御審議のほど、よろしくをお願いします

阿形教育長

ありがとうございました。何か御質問等はございませんか。

市全体の中で、給料表の等級に対応する基準となる職務、具体的に言えば、事務副主査及び技術副主査が、市全体の中で削られます。それに伴って、給与条例の一部を改正する条例が施行されるのですけれども、関係する教育委員会関係の規則の中から、事務副主査及び技術副主査を削るという改正になっております。よろしいでしょうか。

それでは、ただいまの議案第59号について採決を行いたいと思います。原案どおり承認してよろしいですか。

委員一同

はい。

阿形教育長

それでは、原案どおり承認します。

議案第60号 和歌山市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規則の一部改正について

阿形教育長

続きまして、議案第60号「和歌山市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規則の一部改正について」の説明をお願いします。

深瀬教育政策課長

議案第60号「和歌山市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規則の一部改正について」御説明いたします。

資料の1ページを御覧ください。改正の趣旨ですが、令和7年4月に和歌山市立和歌山あけぼの中学校が開校されることに伴い、当該学校に従事する職員の勤務時間を追加するための改正を行うものです。資料の2ページが改正文、資料の3、4ページが新旧対照表となっています。資料の3ページを御覧ください。改正する規則の新旧対照表ですが、別表（第4条関係）の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び幼稚園の一般事務員、用務員の勤務時間から除くものに、高等学校の定時制に加えて、和歌山市立和歌山あけぼの中学校を加えて、その下の高等学校の定時制の一般事務員及び用務員に、和歌山市立和歌山あけぼの中学校を加えます。この改正の施行期日は、令和7年4月1日としています。説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願いします。

阿形教育長

ありがとうございました。あけぼの中学校が開校しますので、それに伴って、勤務する職員の勤務時間等について、市高の定時制の事務の方を兼務で発令するという中で、改正を行うようになっています。何か御質問とかございますか。

特にないようですので、それでは、ただいまの議案第60号について採決を行いたいと思います。原案どおり承認してよろしいですか。

委員一同

はい。

阿形教育長

それでは、原案どおり承認します。

続いて秘密会となりますが、秘密会に入る前に「その他」で何かありませんか。

8 その他

深瀬教育政策課長

次回の教育委員会の日程について報告いたします。4月の教育委員会定例会は、令和7年4月9日（水）午後1時30分から教育委員室で開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

阿形教育長

今回は、4月9日（水）午後1時30分です。よろしくお願いいたします。
他に何かございませんか。ないようですので秘密会に入ります。

9 非公開事案

—以下『』部分については非公開とする—

議案第61号 人事案件について

『非公開』